

平成 2 3 年第 3 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 6 号)

平成 2 3 年 6 月 2 2 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 議案第 3 0 号 那須塩原市税条例の一部改正について
議案第 3 1 号 那須塩原市敬老祝い金条例の一部改正について
議案第 2 9 号 平成 2 3 年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 3 号)
(各常任委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 報告第 1 6 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 3 議案第 3 4 号 平成 2 3 年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 4 号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 発議第 2 号 那須塩原市農業委員会委員の推薦について
(議案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 議員の派遣について
(採決)

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	松下昇君
副市長	増田徹君	教育長	井上敏和君
企画部長	室井忠雄君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	三森忠一君	総務課長	佐藤行雄君
財政課長	伴内照和君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	長山治美君
福祉事務所長	玉木宇志君	社会福祉課長	阿久津誠君
産業観光部長	生井龍夫君	農務畜産課長	斉藤一太君
建設部長	君島淳君	都市計画課長	若目田好一君
上下水道部長	岡崎修君	水道管理課長	薄井正行君
教育部長	平山照夫君	教育総務課長	山崎稔君

会計管理者	後藤のぶ子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局局長 西那須野長 支所長	荒川正君
農業委員会 事務局長	成瀬充君		齋藤兼次君
塩原支所長	臼井浄君		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	斉藤誠	議事課長	渡邊秀樹
課長補佐兼 議事調査係長	稲見一美	議事調査係	小平裕二
議事調査係	人見栄作	議事調査係	小磯孝洋

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は29名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

表彰状並びに感謝状の伝達

議長（君島一郎君） ここで、過日開催されました全国市議会議長会定期総会において、表彰状並びに感謝状が授賞されましたので、これより伝達いたします。

事務局長より氏名を呼ばれた議員は前へ進んでください。

〔表彰状伝達〕

議会運営委員長の報告、質疑、

採決

議長（君島一郎君） ここで、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議案の取り扱い等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、14番、中村芳隆君。

〔議会運営委員長 中村芳隆君登壇〕

議会運営委員長（中村芳隆君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会における追加議案の取り扱いを協議するため、6月21日午前10時より第4委員会室において、委員全員、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしましたので、ご報告を申し上げます。

本定例会の追加議案は、市長提出案件として、補正予算案件1件、報告案件1件の計2件であります。

また、議会提出案件として、那須塩原市農業委員会委員の推薦についての1件であります。取り扱いについては、即決扱いといたします。

以上が追加議案に対する審議の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。

議長（君島一郎君） 報告が終わりましたので、ただいまの報告について質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

議案の取り扱い等については、議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案の取り扱い等については、議会運営委員長報告のとおりといたします。

議案第29号～議案第31号の
各常任委員長報告、質疑、討論、

採決

議長（君島一郎君） 日程第1、議案第29号から議案第31号までの3件については、関係常任委員会に付託してあります。

各委員長及び副委員長は一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。

24番、山本はるひ君。

〔総務企画常任委員長 山本はるひ君登壇〕

総務企画常任委員長（山本はるひ君） 皆様、おはようございます。

総務企画常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成23年第3回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、条例案1件、補正予算1件の計2件でございます。

これらを審査するため、6月16日木曜日午前10時から第1委員会室において、委員8名全員出席のもと、執行部から部長、課長等の出席を求め、審査を行いました。

議案第29号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、このたびの震災により被害を受けた那須消防署の復旧作業に充てる費用の那須塩原市分として負担を行うものです。

歳入としては、財政調整基金を取り崩し、繰り入れるものです。

消防署の災害復旧は、那須町との共同負担となると思うが、負担割合はどうかという質疑に対し、平均割が5割、人口割が4割、財政割が1割というルールで、総額は3,283万円、1,939万9,000円が当市の負担となると答弁がありました。

議案第29号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第30号 那須塩原市税条例の一部改正について申し上げます。

この条例は、東日本大震災による被災者の税制面での負担軽減のために、国税においては震災特例法が制定され、地方税法の改正は4月27日に行われた。これを受けて改正を要する部分について必要な事項を加えるものです。

被災者へはどのように知らせるのかという質疑に対し、広報などを通じ、税務署や県税と一緒に被災者への周知を図りたい。固定資産税については、わかる範囲で個別に周知していくと答弁がありました。

議案第30号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務企画常任委員会の審査の経過と結果の報告といたします。

議長（君島一郎君） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

6番、伊藤豊美君。

〔福祉教育常任委員長 伊藤豊美君登壇〕

福祉教育常任委員長（伊藤豊美君） 皆さん、おはようございます。

福祉教育常任委員会の審査の結果についてご報告いたします。

平成23年度第3回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、条例案1件、補正案1件でございます。

これらを審査するため、6月16日午前10時から第4委員会室において、委員全員出席のもと、執行部から部長、課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の過程と結果は説明を省略し、主な質疑等を中心に申し上げます。

まず、議案第31号 那須塩原市敬老祝い金の条

例の一部改正についてを申し上げます。

保健福祉部高齢福祉課では、委員から事前に意見等があったかという質疑に対し、昨年度高齢者の懇談会で意見を聴取し、改正、見直しを検討したという答弁がありました。

平均寿命が女性86.44歳、男性では79.59歳、男女平均83歳で、今後の高齢福祉事業、必要な人に必要なサービスを継続的に実施するため、高齢福祉事業を再構築していくための条例改正であります。

議案第31号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

高齢福祉課の審査では、緊急医療情報キットについて、ペットボトル等を利用して安価なもの配る方法はなかったか。また、配布の方法はどの質疑に対し、値段的にも400円弱と見込み、十分安価であること、配布の方法は、ほかの高齢福祉事業と同様、申請に基づき、本庁窓口、支所、出張所等を考えているとの答弁がありました。

また、周知の方法はどの質疑に対し、配布後のメンテナンスも必要になるため、地域で支え合う形をつくるのが大事で、自治会長さんの集まりや、あらゆる集まりを通じて知らせるとともに、地域のつながりをつくりたいとの答弁がありました。

委員からは、メンテナンスにおける服薬情報や主治医情報の書き込みは、個人のプライバシーに関することなので、家族がいない場合は、介護保険を使っているならケアマネージャーにお願いすること。また、介護保険を使っていないひとり暮らしのお年寄りで、重複した服薬をしている高齢者が散見されるので、ぜひ地域包括等とか、ケアマネの会議のときに相談をして、役に立つものを

つくり上げていただきたいという要望が出されました。

保健福祉部保健課の審査では、ずっと一般財源なのか。後から国や県からの補助が出るのかという質疑に対し、当初は単独でやろうという考えのもとに計上したが、今月になって、旅館等に避難している方は県で対応することになった。親戚等に避難されている方は市で対応するが、交付金で手当てすると通知が来ているとの答弁がありました。

また、制度が十分活用していただけるよう、避難者支援制度等の案内という冊子も配布しているとのことあります。

議案第29号も、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、福祉教育常任委員会の審査の過程と結果の報告といたします。

議長（君島一郎君） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

以上で各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 10番、高久です。

福祉教育常任委員長へのお尋ねです。

常任委員会の審議が報告されましたが、第三者懇談会という中で、若い世代の代表としてPTAの代表、当事者である老人クラブの代表の意見がどのようなものであったのか、そういった審議がどのように行われたのか、詳しく聞かせていただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

6番、伊藤豊美君。

福祉教育常任委員長（伊藤豊美君） 高久議員の質問にお答えいたします。

先ほども触れておりましたが、もう少し詳しく話を申し上げます。

委員から、事前に関係する高齢者とか相談とか話し合いは上がっているのかという質疑がありました。これに対して、答弁では、昨年度、高齢者の懇談会という機会の中で意見を伺い、それに基づいて改正、見直しについて検討したものでございますという答弁がありました。

今、議員が言われましたが、若い世代との話し合いはあったのかということについては、委員会の中では話が出ておりませんでした。

以上です。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、議案第30号 那須塩原市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案に関しましては討論の通告者がないので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第30号については、総務企画常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 那須塩原市敬老祝い金条例の一部改正についてを議題といたします。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 皆さん、おはようございます。10番、高久好一です。

議案第31号 那須塩原市敬老祝い金条例の一部改正に反対する討論です。

今回の改正案は、今まで敬老祝い金として支給されてきた満77歳、喜寿の祝い金の1人当たり3万円を廃止し、平成24年から実施するという条例案です。あしき伝統であれば、即刻廃止すべきですが、廃止してはならない、高齢を祝う誇るべき事業です。受給資格は、その年の4月2日から翌年の4月1日まで、満77歳、88歳に達する日を迎える者及び満100歳以上の者として、平成17年1月1日から行われてきました。

敬老祝い金の額は、満77歳で3万円、88歳3万円、100歳で5万円となっています。77歳の喜寿祝い金を受けられた人数は、平成21年では925人がおられ、支給総額は2,775万円でした。高齢者からは、後期高齢者と言われ、年金からしっかり天引きされると落胆しているところに、喜寿の祝い金が市から送られ、多くの市民が本当に楽しみにしていると言っています。この楽しみを市が廃止する理由は、平均寿命が男性79.6、女性86.4歳と長寿化が進む中で、平均寿命より低い77歳での敬老祝い金を廃止し、より高齢者全体が必要とする事業を展開すべきとの第三者懇談会からの結論から、敬老祝い金条例の一部を改正する案の提出となったとしています。

第三者懇談会は、自治会長、民生委員、老人クラブ、PTA協議会から各3人、社会福祉協議会から1人の構成で、計13人が参加のもとに4回開催され、結論を得たとしています。老人クラブからの参加がありますが、3人の参加では、当事者の参加が少な過ぎる構成です。

那須塩原市の高齢福祉事業の見直しについては、内容を充実したとする3事業は、高齢者外出支援

タクシーでは、対象者を専業農家を含めたこと、高齢者訪問理美容助成事業として対象者を要介護3から5を1から5とし、1回当たりの料金を1,000円から2,000円にしたこと。在宅要介護高齢者おむつ給付事業では、対象者の障害者ランクCをB1からC2、認知ランクをa以上からaMへとしたことなど3事業です。継続となる事業が5件、他の事業でカバーできるとして2事業を廃止して、新規事業としては、救急医療情報キット給付事業があります。

今回は敬老事業の敬老祝い金の77歳を24年度に廃止し、88歳、100歳以上は継続するとしています。今後はさらに敬老会や記念品配布対象者の年齢を80歳に引き上げる計画があり、高齢者福祉事業がさらに縮小に向かうのではないかと危惧しています。高齢者人口が自然にふえたら、それに合わせて予算をふやせばよいのです。今までの予算の枠配分の中で帳じりを合わせようとする自体に無理があります。廃止すべき予算はあります。その代表が新庁舎建設のための整備基金です。日本の高齢者に対する社会保障の負担が、国際比較で見て特別に大きいのではなく、高齢者人口の増加は自然増の範囲である。経済の発展した国の中では、もともと低過ぎる日本の社会保障のあり方。特に大企業の社会保障の負担割合が、世界の六、七割という低さにあることこそが問題なのです。

日本の社会では、77歳なら喜寿、88歳で米寿、卒寿、白寿と、高齢を心から祝うすばらしい伝統の社会であったはずですが、77歳まで長生きしておめでと、ますます元気に上を目指して頑張っていたきたいとねざらうのが、市民に対する那須塩原市の行政のあり方ではないでしょうか。今まで支給されてきた満77歳の敬老祝い金事業を継続するよう強く求め、議案第31号 那須塩原市敬老祝い金条例の一部改正に反対する討論を終わります。

す。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

〔1番 櫻田貴久君登壇〕

1番（櫻田貴久君） 議席番号1番、櫻田貴久です。

議案第31号 那須塩原市敬老祝い金条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

今回の条例改正は、本市では第4期高齢者福祉計画に基づき、介護保険事業のほか、敬老事業など市独自の事業を実施しております。

しかし、平均寿命が延びたため、高齢者人口が著しく増加するなど、社会情勢が大きく変化しております。必要な人に必要なサービスを継続的に提供できるような事業の再構築が求められております。

敬老祝い金は、人生の祝いの年を迎える高齢者に対し、敬老祝い金を支給することで、長寿を祝い、敬老思想の高揚を図り、もって高齢者の福祉増進に寄与することが目的であります。平成21年の日本人の平均寿命は、男性79.59歳、女性86.44歳と、ともに4年連続で前年を上回り、過去最高の記録をいたしました。2人に1人は83歳まで生きられ、3人に1人は90歳まで生きられる時代に変化してまいりました。77歳の喜寿は、まだまだ元気な現役世代といえるかもしれません。このため、第三者懇談会を開催し、若い世代を含む市民の代表や関係者等の意見を求め、敬老事業の見直しを協議したもので、市は77歳の敬老祝い金を廃止し、敬老会、敬老記念品の配布対象者の年齢を80歳に引き上げることにしたものであります。

本敬老祝い金条例の一部改正は、繰り返しにはなりますが、必要な人に必要なサービスを継続的に提供できるような事業の再構築の一環ということでございますので、今後ますますの高齢者福祉

の増進を期待いたしまして、議案第31号 那須塩原市敬老祝い金条例の一部改正については、賛成するものであります。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号については、福祉教育常任委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第29号については、総務企画常任委員長並びに福祉教育常任委員長の報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決されました。

報告第16号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第2、報告第16号 専決処分の報告についてを議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 報告第16号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告

を申し上げるものであります。

議案書は2から3ページとなります。議案資料はございません。

本件は、平成23年5月29日、那須塩原市木曾畑中地内において発生した車両事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、市職員が木曾畑中自治公民館を訪れていた際、移動するために公用車を後退させたところ、後方不注意により、停車中の相手方車両と接触事故を起こしたものであります。両者協議の結果、過失割合は市側100%とすることで示談が成立し、市から相手側に損害額2万3,573円を支払い、今後この件に関し、双方とも異議の申し立て、訴訟等をしないことで和解いたしました。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（君島一郎君） 報告、説明が終わりました。

議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第3、議案第34号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 議案第34号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料1から3ページでございます。

今回の補正は、東京電力福島第一原発の事故により放出された放射性物質による表層土壌への影

響を受け、幼児、児童及び生徒の安全確保と保護者等の不安解消を図るため、毎時1.0 μ Sv以上の放射線量を検出した市内の保育園、幼稚園及び小中学校等を対象として、園庭または校庭における教育活動等で利用する部分での表土の除去を行うための経費について、必要な予算措置を行うものでございます。

まず、歳入につきましては、本定例会に提出をいたしました一般会計補正予算（第3号）と同様、新たな財源確保が困難な状況であることから、財政調整基金のうち1億6,533万3,000円を取り崩して、18款繰入金に追加するものであります。

また、歳出につきましては、3款民生費において、私立の保育園及び幼稚園の表土の除去を行うための経費に対する補助金として、1,291万8,000円を追加し、11款災害復旧費において、公立の保育園及び小中学校の表土の除去を行うための経費として1億5,241万5,000円を追加するものであります。これにより、歳入歳出それぞれ1億6,533万3,000円を追加し、平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を416億7,655万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、質疑をさせていただきます。

ただいま市長のほうからご説明いただいた中で、今回の園庭、それから校庭の土を除去する工事ですけれども、ただいまの説明でもありましたが、主に幼児、児童、生徒が教育活動等で利用する部分というふうに説明をいただいておりますが、この具体的にはグラウンドであったりということは当

然あるわけですがけれども、ほかにも当然、教育活動として利用される範囲というのは非常に広いと思うんですね。その辺はどこまでの範囲を表現されているのか、お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 小中学校の校庭の表土の除去の範囲ということですが、児童生徒が教育活動で行うのは授業で、体育の授業等で外で行うというのがまずありますが、そのほかに昼休み等に遊ぶというんですかね、外に出て遊んでいる。そういったものも含めて教育活動ということを含めたということございまして、場所的には一般的なグラウンドそのものを行うという予定であります。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 保育園、それから幼稚園についてですけれども、保育園、幼稚園につきましても、通常子どもたちが外遊びで活動している園庭を想定してございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 今回予算が計上されまして、当然作業、工事をするとすれば、業者が工事をするわけでしょうから、そうすると、機械を入れてということになると思うんですね。ただ、機械が入らないようなところってありますよね。遊具があったりするようなところは、手作業であったりするわけですね。そのほかにも、教育活動ということを考えれば、学校によっては学校農園的なものを設置しているようなところもありますね。例えば私なんか関係している大原間小学校なんかは、体育館裏がそのような形になっています。そういったところの表土の入れかえということも考えていらっしゃるのか。

それから、植木が植えられていて、グラウンドまで段差があるような学校がほとんどですよ。共英小学校なんかもそうですけれども。そうすると、その部分が芝であったり、そういったこともありますね。そういったものに関してはどうなんでしょうか。どこまで細かく計画をされているかというのを、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 学校敷地の中でどこまでやるかということだと思いますが、学校敷地は相当広いところがありまして、全体やりますと相当な面積になりますし、いろいろあるんですけども、現在といいますか、うちのほうで今考えておりますあれは、予算のほうに上程させていただいておりますのは、あくまでも一般的な教育活動で使う校庭、いわゆるグラウンドですね。そこを予定しております。したがって、農園、学校農園等をやっているところの表土の入れかえというのは想定しておりません。

それから、遊具の関係、学校にも若干遊具といいますが、そういったところがありますので、そういったところは機械では入れませんので、手作業でそういったところの部分やる予定であります。それから、芝生等の張りかえ、そういったものは実施するような予定ではございません。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 保育園、それから幼稚園につきましても、通常子どもたちが遊ぶ園庭ということで、例えば園舎の裏側とか、そういうところまでは想定していないということです。

それとあと、当然保育園は遊具がたくさんありますので、そこら辺については手作業ということ

で実施していきたいというふうに思っております。

それから、私立の幼稚園についても、今回対象として実施する予定でありますけれども、その場合、園庭が芝生であるような幼稚園につきましては、これからどのような方法がいいか、ちょっとさらに当該幼稚園のほうと調整してまいった上でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 内容としてはわかりました。例えば那須町なんかは、どうしても機械が入らない。でもできれば、学校、幼稚園、保育園敷地内は、極力表土を取りたいということで、PTAなんかにもお願いをしてやるような方向で今進めるなんということも、情報としては聞いております。

那須塩原市については、今回の予算からいくと、先ほど部長の説明どおりなんだろうが、今後の対応として、先ほども言いましたけれども、そういった教育活動等でも、そんなには使わないにしても、やっぱり敷地内であれば気になるという保護者の方もいらっしゃると思うんですね。今後についてももし考えがあれば、お聞きかせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 私どものほうで予算計上させていただいておりますのは、市の責任において、グラウンド等の表土の除去をするということございまして、そのほかに、学校によってそれぞれ違うんですが、PTAの方々の温度差というか、そういうものは違うんですけれども、那須町さんなんかの場合ですと、PTAの協力をもらって実施をするというようなところ、そういったものを想定しているということも聞いておりますが、今後につきましては、グラウンドといいます

か、校庭以外のところの部分ですね。PTAの方々が協力をいただける、あるいはそういったところを実施したいということであれば、それはそれでまた市のほうとしてご相談させていただいて、意思があれば、実施していく、そのような方向でいきたいと考えております。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） それでは、保育園、幼稚園なんですけれども、これから定期的に放射線量を測定するということをご予定しておりますので、そこら辺の推移を見守りながら、今後のことについては、今後において検討していきたいと思っております。

それから、園庭等で完全に除去できない部分については、外遊びにおける注意事項と、各保育園、それから私立の保育園、幼稚園等ともよく調整とりながら、注意しながら子どもたちに遊んでもらうというような対策をとりつつやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） ちょっと基本的なことをお伺いいたします。

今回のこの表土除去することになって、実際に全協のところで説明されたものと、ファクスによって会派代表者会議のところに説明された資料を見まして、要するに追加調査をする前に、5月の13日から19日の測定のとくに、放射線量が1.0 $\mu\text{Sv/h}$ 以上になったところをやるということなんですけれども、その方針をお決めになったことは、どこから来るのかということ、ひとつ聞かせてください。そして、実際に今の質疑の中で、生徒たちが主に利用するグラウンドを除去するということなんですけれども、実際に小学校、保育園はかってみますと、グラウンドの真ん中のところは、1

$\mu\text{Sv/h}$ を超えちゃったところの学校とか保育園ははかっていないのでわからないんですけども、それを越えたところの小学校とか保育園であっても、校庭の隅のほう、雨水がたまるような部分とか、雨どいの下とか、花壇のわきとか、あともちろんブランコの下とか、どこまでするのかということを決めずに実際に工事にかかると、実際出ず事業者にどういう仕様で出すかということがなしに、表土だけを3cm、ここにあるように3cm程度削って、それでそれを遮蔽して、要するに埋めてくださいということをするんだと思うんですけども、埋めて、それで低くなった土地には、新しい砂なり何なりを入れるということを考えているんだらうなというふうに、基本的な考え方を見ますとわかるんですけども、実際に私、郡山の作業をしているところを三、四時間いまして、ずっと見てきたんですけども、高いところは植え込みのところ、あと側溝の中。ですから全部手作業で、側溝の中は全部泥かきをして出していましたし、植え込みのところは、もう草花一切なく、木だけが残って、全部はいじやっています。もちろんジャングルジムとか鉄棒の下とかは重機入りませんので、作業員の方が作業して、手作業でスコップで全部除去しています。それがどういう指示があったかということ、1 $\mu\text{Sv/h}$ 以下にしてくれ。だから業者は心配だから、0.5になるまではいっているという形で、何ら仕様が示されないまま行っているということなので、実際これをやろうとするときに、業者にどのような、普通発注するときに仕様書を出しますよね、こういうやり方でやってくださいって。それが私たちに与えられたこの程度のものなのかどうかも聞かせてください。どこかにアドバイスを受けたとかということがあったら、それも聞かせてください。

まず1回目はそれで。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 1 $\mu\text{Sv/h}$ の方針はどこからというご質問でございます。

当初、文部科学省におきましては、学校施設に限っては、放射線量が3.8 $\mu\text{Sv/h}$ という方針がありました。それが福島県に限って、1 $\mu\text{Sv/h}$ 以上のものについては、表土の除去について補助をするというふうに、国のほうで、文部科学省のほうで方針が出されました。それを受けまして、本市のほうとしても、1 $\mu\text{Sv/h}$ 以上の学校施設等については対応せざるを得ないという方針が、その時点ではもう既に方針として固まっていたという状況でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 教育部長。

教育部長（平山照夫君） いわゆる重機の入るグラウンド以外のところの除去をどうするかというご質問だと思うんですが、側溝ですとか雨どいの下ということ等も含めまして、今回の1億5,000万からのを小中学校のほうで計上させていただいておりますが、その中でできる範囲の中で、なるべくそういったところも実施をしていきたいと思っております。

それから、アドバイスを受けたかということですが、アドバイスを受けたというわけではないんですが、日本原子力研究開発機構というところで、福島大学の附属中学校の校庭をそういった実施をしている等の事例が出ておりますので、それらを参考にさせていただいたと。

それから、金額的なもの等につきましては、既に福島県等で実施をしておりますので、それらの数字といいますか、そういったものを参考にさせていただいたというところでございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 金額的なものを福島のを参考にしたというのは、最近のものでしょうかね。先月の下旬に福島に行ったときに、現場の監督の方に聞いたら、値段が幾らなのかもわからないまま発注されて、仕様書もないまま、0.1 $\mu\text{Sv/h}$ にしてくれというだけで、私たちは作業をしているんですというふうに言っていたので、福島はどういう基準を、その後、やっちゃってからなんですけれども、出してきたのかということ、その根拠がどの程度のものなのかということをちょっと聞かせてください。

それとあと、3.8 $\mu\text{Sv/h}$ というのの値というのは、年間にすると20mSv/yからはじき出した数値。学校での活動のところだと文科省が言ってきたものだと思うんですけれども、その20mSv/yというのはどういう値であるかということ考えたときには、実際にそれは参考にしなかった。それで、福島でやっている1 $\mu\text{Sv/h}$ を参考にしたというところからよろしいでしょうかね。文科省の言った20mSv/yというのは、いかに高いかという値。要するにこれを、20mSv/yを受けて、原発の労働者が白血病になったら、労災の適用を受けるというような、そういう高い値ですので、その文科省の3.8は、20mSv/yだとか3.8だというのは、文科省が数値一本で出してきたものですので、どこにもその根拠的なものというのはいないですね。ですから、それは関係なく、もう国はあてにならない、県はあてにならない。県だって補助金がどうのこうのということだけで心配しているわけじゃないですか。福島のパトロールの人たちは、20mSv/yというのは、それは異常値だよ、飯館の人が避難しなきゃならない値、おかしいでしょう、子どもにということで求めてきて努力させている値ですので、那須塩原市では、本当に子どもを守ろうとして1 $\mu\text{Sv/h}$ を削るという判断をしたならば、逆に園の

中に、保育園なんかも、全然 $1 \mu\text{Sv/h}$ を超えない園であっても、部分的には5.幾つとか、そういう部分が出ているんですね。ですから、そういうミニホットスポット的なところは除去するという、それは今回のものに含めなくても除去するという考え方。要するに子どもたちを守ろうとするなら、そういう考え方に立てるかどうかということをお聞きしたいです。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） まず、金額等の関係で、福島県、私、福島市とは言っていないんですが、福島県の幾つかの自治体の事例を参考にさせていただいたということに関してですが、福島県の技術センターというところを出しているものがございいます。それらを基本的には参考にさせていただきました。その場合には、5 cm表土をはぐということでの計算上でやっておりますので、それを今回3 cm、那須塩原市の場合、小中学校は3 cmの表土をはぐということでございますから、それに置きかえた数字で用いて参考にさせていただいたというところでございます。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（三森忠一君） $1 \mu\text{Sv/h}$ というのが国のほうとして示されている数値でございます。現段階で国のほうから示されているものは、この $1 \mu\text{Sv/h}$ というところでございまして、市独自で新たな基準を設けるといのは、やはり難しいというふうに現時点では考えております。

こういった中で、やはりこの基準にのっとり表土の除去をするというのが、今、市で対応できる部分ではないかと思ひますし、1以下の園等については、これから簡易測定器ですけれども、機械を買ひまして測定をする中で、そういったミニホットスポットですか。そういったものがあるか

というのは、今後の計器を購入した中で、調査の中でそういう部分があるかどうか調査していきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 保育園、幼稚園の除去のための工事の費用についてなんですが、教育委員会のほうと連絡調整を図りながら作業を進めているんですけれども、保育園につきましては、参考ということなんですけれども、建設部のほうのご協力を得まして、一つの園について、土木のほうの積算基準ではじき出していただいた数字を一つ持っていました。それについては、機械作業だけですので、それに手作業、日数とかいろいろ勘案しまして、平米当たり平均ならししたのと、教育委員会のほうで数字とつき合わせて、余り大きな差がないということで、平米単価で今回予算の金額は出したというところで。

さらに、発注するに当たりましては、さらに正確な設計書、仕様書をつくった上で、市の発注の手順にのっとりやっていきたいというふうに思っております。

それから、ホットスポットにつきましては、今後計器が手に入った段階でははかっていけるかとは思ひますが、その場合の対応についても、その結果を見てということになるかとは思ひます。ただ、そこが例えば1より大きくて、3とか5とか出たとしても、そこにずっといるわけではありませぬので、園での生活の中で、そういう危険なところがわかれば、そこは避けてというような方法もありますし、まずそこだけ小さい規模ですから、余りにもひどいようなところは対処するというようなことも、今後検討できるというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） ぜび業者に発注するときには、きちんとした仕様書をつけて発注をしていただきたいというふうに思います。

あと、現場のほうの労働者の状況。郡山なんかを見ていても、簡単なマスクをして、それで作業をしているというようなので、ほこりはたちますし、散水車持ってきて、水をまきながらやっていますけれども、もう外部被ばくじゃなくて、そうなると内部被ばくになっているので、子どもはその作業の日は一切出さないで作業させていましたし、ですから、作業員だけじゃなくて、子どものほうのそのときの配慮も十分に。そしてあくまでも一時保管ですので、それを外に持ち出すことがないということで、どこに埋めるのが適切なのかということで、その後の安全も十分に考えて行っていかなきゃいけないんだと思います。

それで、先ほど文科省のほうが福島のほうに示した1 $\mu\text{Sv/h}$ というもの。教育委員会のところでは3.8はまだ生きていますとおっしゃって、プールのときはそういうふうにおっしゃっていましたので、ぜび、20mSv/yというのよりも、0.1 $\mu\text{Sv/h}$ でということよりも、それをどこまで下げるかということで、0.2ぐらいまでに下げたとしても、年間被ばく量1 mSv/yは、年間被ばく、一般の人が受けてもいいよと言われている値なんですけれども、それを十分に超えてしまいますので、先ほど、そこにずっといるわけではないのでおっしゃいましたけれども、那須塩原市は自宅の中にいたって0.2 $\mu\text{Sv/h}$ ぐらいあるんですね。それを自宅の中にずっといたって1 mSv/yは超えてしまいます。ですから、どれだけ上乗せしていかないようにしていくか。だから避けられるものは、もう極端に、どんな手を使ってでも避けて、子どもたちだけは守るという姿勢をもう示さなきゃならない地域だということに思ってください。

それで時々、20mSv/y以下は安全だとかと言う学者がいますけれども、それはもう国際的な合意として、国際放射線防護委員会の勧告として、線量当たりの発がん性のリスクということで、何々以下は安全だという閾値はないと言われてますし、そのモデルの中で、1万人が1 mSvを浴びると、その中の1人ががんのリスクがあるという確率的なものがもう出されていますので、決してこの辺は安全な地域でないので、でも、ここに住まなきゃならないので、少しでも安全を確保していただきたいと思いますということです。その辺のところを十分にもう一度精査をして取り組んでいただけるかどうかを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 文科省で出しております3.8 $\mu\text{Sv/h}$ ですけれども、これについては、まだ先日の議会の中でも言ったかと思うんですが、文科省としてはそれは生きております。学校活動における目安というのは、3.8 μSv というのは、文科省でもそれは撤回しておりません。ただ、その後、5月27日に文部科学大臣が、学校における児童生徒が受ける線量。これは当面、年間1 mSv以下を目指すという発言をしております。それらがずっと来ているということでございまして、その辺だと思います。

いずれにいたしましても、なるべく放射線量を受けないような措置を講じるというのができればいいわけですけれども、私どもといたしましても、できる範囲の中でやっていきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 保育園、幼稚園については年齢も幼いということで、小学校、中学校と比べれば、さらに避けなければいけないもの

であると思います、この放射線を浴びるということについては。

したがって、すべての放射線というのを除去するというは、なかなか難しいかとは思いますが、今後、線量計等ではかりながら、要するに実態をきちんと把握しながら、できる限りの対策というものを考えていきたい、実行していきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 議案第34号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）について、賛成討論いたします。

校庭の放射能に汚染された土壌除去の方針を固め、今回補正を組みました。汚染土壌の除去といっても、どこかに持っていける状態ではありませんので、現在とれる最善の方法で、一時保管との位置づけとなるのでしょうか。

那須塩原の鍋掛で測定した家の中の放射線は、毎時0.15から0.2 μ Svほどありました。那須塩原は外に出ずに家の中にいても、既に法律で定められている1mSvという年間被ばく限度量を守れない地域となってしまいました。ですから、放射能から子どもたちを守るため、少しでも年間積算被ばく量を抑えるため、校庭の汚染土壌除去でも、できることはどんなことでもすべきです。

先月の下旬、いわき市で、対ばく防護服を着て全面マスクで作業する現場の労働者の1人に取材

する機会がありました。彼は現在の原発の修復作業で、これまで100mSvあった年間被ばく量を250mSvに引き上げられて作業しています。その数値に対して、彼は、今まで原発に従事した者としての責任で覚悟を決めて受け入れていると言っていました。彼のような原発労働者によって、現在福島原発の修復作業が行われていますが、年間250mSvを超える作業員がどんどんふえています。原発事故の収束に取りかかっている労働者が、そのような危険な状況に置かれております。

彼は、原発事故の現場で修復作業を行える労働者は、だれでもよいというものではないと言っていました。ベテランの専門家の技術者がリーダーとなって、チームで作業をする特殊な現場での作業なので、原発労働に従事していなかった労働者をかき集めてきても役に立たないとのこと。対ばくスーツで全面マスクで、水分の補給もできない状態での作業は、経験のない人では無理だそうです。なれない人では1時間もたず、脱水症状などで倒れて、作業ができなくなるとのこと。現在修復作業をしている人は、今まで原発の定期点検等の作業を経験した労働者です。この人たちがどんどん線量オーバーとなって、作業現場から離脱する状態となると、原発を安全に収束することができなくなります。破局的な事故に進むおそれがあります。そうすると、さらなる汚染が起きます。そのときは、せっかく除去した校庭の上に、再度放射能が降り注ぎます。もちろん校庭でなく農地にも、宅地にも、広い範囲でさらに汚染が進みます。

私たちが取材した労働者は、最悪の状態とならないように、他の原発でどのような事故も起こさないでほしい。そちらに回す作業員はいないといっています。福島原発に専念できなくては、福島原発を収束することができない。また、他の原発の定

期点検のために、ベテランの技術者をさく余裕もない。現在、福島修復作業に従事しているベテランの技術者は、新潟の柏崎刈羽の原発の定期点検を行っていた人もいます。その取材に応じてくれた彼も電気関係の技術者で、平常時には福島や柏崎で定期点検を行っていた人です。福島原発の汚染されたところで作業する覚悟を持った専門的な技術者、作業員を全国から集めているのです。この人たちには、数に限りがあります。この人たちの努力が無にならないように、他の原発で事故を起こしてはならず、定期点検もできないのです。ですから、原発は直ちにとめるほか方法がないことを私は知りました。夏場の電気がなくなるから、原発はとめられないなどと悠長なことを言っている場合ではないのです。経済が少し悪化しても、福島原発を収束させることが先です。電気より子どもたちの安全、命を守ることが先です。これ以上放射能汚染を引き起こさないためには、他の原発を、直ちに影響がないようにとめなくてはならないのです。福島原発を収束できなくては、校庭の土壌を除去した上にまた放射能が降り注ぐ状態が起きます。次は取り返しがつかないほどでしょう。

「直ちに」という言葉は、原発を直ちにとめるのではなく、どうも直ちに健康に被害がないなどと、放射能の安全性を言うときに使っていますが、健康に直ちにがかった場合は急性障害です。低レベルの放射能の影響は晩発性の障害です。DNAの一つの鎖を切断して遺伝子異常を起こす低レベルの放射能の影響も決して見逃すことはできません。校庭で毎時3.8 μ Sv以下という文科省の出した基準は、年間20mSvから算出しております。この年間20mSvとは、原発労働者が、先ほども言いましたけれども、白血病の発症をした場合、労災認定を受けられるようなレベルです。飯館など計

画的避難区域となったところが避難しなきゃならないレベルです。

さきの一般質問で、文科省の、先ほどもおっしゃっていますけれども、20mSvの基準は生きていくというふうな答弁でしたけれども、福島のお母さんたち、お父さんたちが心配していることは、本当にこの地域も同じ状況です。この年間1mSvという基準は、1万人に1人ががんで死ぬ確率です。10mSvの被ばくなら1,000人に1人です。宝くじより高い確率です。年間20mSvが直ちに健康に影響がないと済ましてよい数値なのでしょう。文科省に年間20mSvなどと言っているものは、撤回させなくてはならない基準です。その基準は実際何の根拠もない基準ですから、那須塩原はそれには従わないで行動してください。

放射能汚染は4月現在でチェルノブイリの1割程度の汚染だと言われています。でも、広島原発に換算すると、80倍の事故です。80倍の死の灰が降ってきているというふうに計算できます。それも4月現在で10分の1程度の汚染です。でも3カ月たってもまだ収束の見通しがたっていません。福島原発の1号機から4号機の合計出力は、チェルノブイリ4号機の出力の3倍と言われています。そして、まだチェルノブイリのように収束できておりません。今の状況を考えましたら、私は先が見えない恐怖で不安となります。でも、この地域で生きる。ここで生活する。その覚悟を決めました。覚悟を決めたからには、大人よりも細胞分裂が活発で、先ほども福祉部長は、小さい子どもには影響があるのでと気を使っておりました。放射能の影響を受けやすい子どもたちに対しては、少しでもその影響を減らさなくてはなりません。校庭の汚染土壌除去でも、できることはどんなことでもすべきです。そのための今回の補正予算には賛成です。

その上で申し添えます。今まで外部被ばくの線量を計算しているだけです。でも、これからは、内部被ばくの影響も考えなくてはなりません。ですから、校庭や園庭の真ん中で、毎時1μSv以下ならよいということではありません。毎時1μSv以下の学校や幼稚園、保育所への対策もきつと必要になることでしょう。ですから、そういうところの小さな汚染も、私たちは少しでも子どもたちから遠ざけるようなことをしなくてはならないのではないのでしょうか。そのための各施設、せっかく線量計を買ったんですから、各施設の汚染マップをつくることをお勧めいたします。その上で、決して全部をと言っていない。部分的に汚染の強いところの除去をすることも必要となるでしょうから、その対策をとっていただきたいと思えます。

以上で議案第34号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)について、賛成討論いたします。

議長(君島一郎君) ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長(君島一郎君) ほかにないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(君島一郎君) 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第34号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(君島一郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第2号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長(君島一郎君) 次に、日程第4、発議第2号 那須塩原市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は、農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定に基づき、後任の4名の農業委員会委員を推薦するものであります。

推薦を申し上げる方々の氏名、住所はお手元の議案書のとおりであります。全員が農業士等として農業事情に精通し、行動力があり、農業委員としてふさわしい方々でありますので、農業委員会委員に推薦するものであります。

お諮りいたします。

本案については、質疑並びに討論を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(君島一郎君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号については、質疑並びに討論を省略します。

お諮りいたします。

那須塩原市農業委員会委員には、原案のとおり4名の方々を推薦することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(君島一郎君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり決しました。

議員の派遣について

議長(君島一郎君) 次に、日程第5、議員の派遣についてを議題といたします。

みんなのクラブ那須塩原代表の中村芳隆君、柔仁会代表の室井俊吾君、敬清会代表の玉野宏君、

清流会代表の植木弘行君、真心会代表の若松東征君から、会議規則第160条の規定により、お手元に配付いたしました会派視察研修の計画書が提出されております。

お諮りいたします。

これを許可することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおりこれを許可することに決しました。

発言の取り消し

議長（君島一郎君） ここで30番、若松東征君から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 私の6月10日の一般質問の中でいたしました発言に不穏当な言辞があったかと思しますので、取り消しをお願いいたします。

議長（君島一郎君） ただいま、30番、若松東征君から発言の取り消しの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議長において不穏当と認められる発言部分を取り消し、会議録から削除いたします。

発言の訂正

議長（君島一郎君） 次に、2番、鈴木伸彦君から発言の申し出がありましたので、これを許可し

ます。

2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 去る6月13日、私の市政一般質問の中で、質問事項3番の に対する再質問として、「グレードダウンし、準工業占用地域にしている」と申し述べるところを、「グレードダウンし、工業占用地域にしている」と誤って発言いたしましたので、準工業地域と発言の訂正をさせていただきたく、議長よりお取り計らいをお願いいたします。

議長（君島一郎君） ただいま、2番、鈴木伸彦君から発言の訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

以上で、平成23年第3回那須塩原市議会定例会の議案はすべて終了いたしました。

市長あいさつ

議長（君島一郎君） 閉会に当たり、市長からあいさつがあります。

市長。

市長（栗川 仁君） 平成23年第3回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

6月6日から本日まで、17日間にわたり開催されました第3回市議会定例会も、本日閉会の運びとなりました。

この間、議員の皆さんには、条例の一部改正や平成23年度一般会計補正予算など、当初提案の16の案件、また、最終日には、小中学校等の放射線対策のための追加補正予算につきまして、慎重にご審議をいただき、原案のとおりご決定をいただき、ありがとうございました。

今議会では、会派代表質問及び一般質問におい

て、さきの震災に当たっての市の対応について、多くのご意見をいただきました。今後の市政運営におきましては、これらの議案審議や会派代表質問及び一般質問において、議員各位からいただきましたご意見等を十分検討していきたいと思っております。

さて、昨年の夏は、まさに猛暑というにふさわしい、非常に暑い夏でした。今年の夏がどれほどの暑さになるかはわかりませんが、今年は市全体としては、15%の節電、市の目標では、昨年と比較をいたしまして20%以上の削減を目標としておりますので、市民の皆さんのご理解をいただきながら、職員一丸となって節電に取り組んでいきたいと考えております。

これから梅雨の末期を迎えますと、ゲリラ豪雨といわれる局地的集中豪雨による災害の発生も心配されるところであります。災害発生時における対応につきましては、このたびの震災の教訓も含めて、万全を期して当たりたいと考えております。

さて、7月4日から15日までのうち、4日間となりますが、西那須野庁舎、塩原庁舎、厚崎公民館及びいきいきふれあいセンターで、市政懇談会を開催いたします。市民の皆さんのご意見を直接お伺いする機会となりますので、議員の皆さんにも、お近くの会場にご参加くださいますようお願いを申し上げます。

議員の皆さんには、健康管理に十分ご注意をいただき、引き続き市政運営にご協力をいただきますようお願いを申し上げ、第3回那須塩原市議会定例会の閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

ご苦労さまでございました。ありがとうございます。

議長（君島一郎君） 市長のあいさつが終わりました。

閉会の宣告

議長（君島一郎君） 閉会に当たり、ごあいさつ申し上げます。

去る6月6日から17日間にわたり開会されました平成23年第3回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきましてご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位のご協力に対し、心から御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、審議の過程の中で各議員から出されました意見、要望等を十分に検討し、市政に反映されますよう要望いたすところであります。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時23分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成23年6月22日

議 長 君 島 一 郎

署 名 議 員 吉 成 伸 一

署 名 議 員 玉 野 宏